

## 提出する届出書などをお預かりして提出することができなくなってしまう問題について

令和6年7月10日以降税務署に提出される届出書・申告書等が本人持参によるものまたは郵送の場合の業務センターへの送付に切り替わりました。

また令和7年1月1日より提出される届出書などへの「控」に収受印の押なつが廃止されます。

以上のことにより青色申告会で会員個々の届出書などのお預かりができなくなります。

注意：税務署では「控」に対する収受印の押なつに関して確定申告書への対応は、期限内提出されている場合には、提出日以降の5月1日より国税庁ホームページにおいて、マイナンバーカードを利用しての収受印が押なつされているPDFデータの閲覧ができるようになっていきます。

マイナンバーカード・利用者識別番号をご持参の方には下記の届出書などについて当会で提出までの処理が利用可能です

※登録のパスワードや暗証番号などが必要です

原則的に申告会で提出(電子送信)いたします

確定申告書・・・本人送信・代理送信

各種届出書

すでにご入会手続きが終了している方で税務署が電子送信で対応している届出

マイナンバーカード・利用者識別番号をお持ちでない方、新規入会された方(未登録の方)は当会で提出までの処理ができません

新規入会の登録にはお時間をいただいております、入会した日のその場での登録作業は行っておりません。

入会時に作成する届出書などをご自身で税務署への提出が必要です。

提出期限に余裕を持ってのご来所をお願いいたします。